

定 款

第 1 章 総 則

【名 称】

第 1 条 この法人は、社団法人日本船舶機関士協会(以下「本協会」という。)と称する。

【事務所】

第 2 条 本協会は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

2 本協会は、評議員会の議決を経て、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

【目 的】

第 3 条 本協会は、船用機関及び船舶に関する技術・労働問題を研究し、その進歩発達を計るとともに、会員の地位・待遇の向上及び福利増進を通じて、海運並びに海事の発展に資することを目的とする。

【事 業】

第 4 条 本協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 船用機関及び船舶運航能率に関する諸問題を調査研究し、その改善発達に資すること。
- (2) 船舶を主体とする乗組員の労務問題を調査研究し、その改善に関すること。
- (3) 前 2 項の調査研究のため図書、参考資料の購入及びそれ等を供覧すること。
- (4) 関係団体との連絡及び協力に関すること。
- (5) 講演会、研究会の開催に関すること。
- (6) 会誌の発行、会員への頒布に関すること。
- (7) 会員の福利厚生・共済に関すること。
- (8) その他本協会の目的を達成するために必要なこと。

第 2 章 会 員

【会員の種別】

第 5 条 本協会の会員は、次の 5 種とし、正会員をもって民法上の社員とする。

- (1) 正 会 員 船舶機関士免許を受有して、入会した個人。
- (2) 準 会 員 正会員以外の者であつて、本協会の趣旨に賛同して、入会した者。
- (3) 外国人会員 日本に国籍を有しない者で、本協会の趣旨に賛同して入会した者。
- (4) 賛 助 会 員 本協会の趣旨に賛同し、その事業を支援するため入会した団体又は法人。

(5) 名 誉 会 員 本協会に功労のあった者で理事会が推薦した者。

【入 会】

第 6 条 本協会の会員になろうとする者(名誉会員を除く)は、会長が別に定める入会申込書により、会長に申し込まなければならない。

2 団体たる会員にあっては、団体の代表者として本協会に対してその権利を行使する者(1 人に限る。以下「指定代表者」という。)を定め、会長に届け出なければならない。

3 指定代表者を変更した場合は、速やかに別に定める変更届を会長に提出しなければならない。

【入会金及び会費】

第 7 条 会員(名誉会員を除く)は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

【会員の資格喪失】

第 8 条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

(1) 退会したとき。

(2) 成年被後見人又は被保佐人の審判を受けたとき。

(3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。

(4) 2 年以上会費を滞納したとき。

(5) 除名されたとき。

【退 会】

第 9 条 会員が退会しようとするときは、会長が別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

2 退会しようとするものは、所定の義務を完了しなければならない。

【除 名】

第 10 条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会において正会員総数の 3 分の 2 以上の議決に基づき、除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 本協会の定款、規則又は総会の議決に違反したとき。

(2) 本協会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

【権利の喪失】

第 11 条 退会した者又は除名された者は、会員としての一切の権利を失い、既に納付した会費その他本協会の財産に対し、何等の請求をすることができない。

第3章 役員等

【役員】

第12条 本協会に、次の役員を置く。

理事 15名以上20名以内

監事 1名以上3名以内

2 理事のうち、1名を会長、2名を副会長、1名を専務理事とする。

【役員を選任等】

第13条 理事及び監事は、総会において評議員中から選任する。

2 会長、副会長及び専務理事は、理事の互選とする。

3 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。

4 理事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書を添え、遅滞なくその旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

5 監事に異動があったときは、遅滞なくその旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

【役員の職務】

第14条 会長は、本協会を代表し、その業務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、評議員会があらかじめ指名した順位に従い、その職務を代行する。

3 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、本協会の常務を統括する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款及び総会の議決に基づき、本協会の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 財産及び会計を監査すること。

(2) 理事の業務執行状況を監査すること。

(3) 財産、会計及び業務の執行について、不整の事実を発見したときは、これを総会又は国土交通大臣に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要があるときは、総会、評議員会又は理事会の招集を請求し、若しくは総会、評議員会又は理事会を招集すること。

【役員任期】

第15条 役員任期は2年とする。ただし再任は妨げない。

2 補欠又は増員により選任された役員任期は、それぞれ前任者又は現任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

【役員解任】

第16条 役員が、次の各号の一に該当するときは、総会において正会員総数の3分の2以上の議決に基づいて解任することができる。この場合、その役員に対して、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

【役員報酬等】

第17条 役員は無給とする。ただし、常勤の役員は有給とすることができる。

- 2 役員には費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、評議員会の議決を経て、会長が別に定める。

【顧問】

第18条 本協会に、顧問10名以内を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の同意を得て、学識経験者の中から会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会長の諮問に応じ意見を述べ又は会議に出席して意見を述べることができる。
- 4 顧問には、第17条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「役員」とあるのは「顧問」と読み替えるものとする。

第4章 総 会

【種別】

第19条 本協会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

【構成】

第20条 総会は、正会員をもって構成する。

【権能】

第21条 総会は、この定款で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算
- (2) 事業報告及び収支決算
- (3) その他重要な事項

【開催】

第22条 通常総会は、毎年1回以上開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する
(1) 評議員会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2)正会員の5分の1以上から会議の目的を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3)第14条第5項第4号の規定により、監事から招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

【招 集】

第23条 総会は、第14条第5項第4号の規定により監事が招集する場合を除き、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項の規定により請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも開催日の7日前までに正会員に通知しなければならない。

【議 長】

第24条 総会の議長は、その総会において、出席正会員の中から選出する。

【定足数】

第25条 総会は、正会員の過半数の出席がなければ開会することができない。

【議 決】

第26条 総会の議事は、この定款で別に定めるもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

【書面表決等】

第27条 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

【議事録】

第28条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1)日時及び場所

(2)正会員の現在数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者及び表決委任者の場合にあつては、その旨を付記すること。)

(3)審議事項及び議決事項

(4)議事の経過の概要及びその結果

(5)議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が署名及び押印をしなければならない。

- 3 総会の議事の要項及び議決事項は書面をもって会員に通知するものとする。

第5章 評議員会

【評議員】

第29条 本協会に、評議員80名以上100名以内を置く。

- 2 評議員は、総会において正会員の中から選任する。ただし、評議員のうち3名以内を、正会員以外の者から選任することができる。

【評議員会】

第30条 評議員会は、評議員をもって構成する。

【権能】

第31条 評議員会は、この定款で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会から委任された事項
- (3) 総会を開くいとまがない場合における緊急事項
- (4) その他協会の運営上重要な事項

- 2 前項第3号の議決事項は次の総会において承認を得なければならない。

【種類及び開催】

第32条 評議員会は、通常評議員会及び臨時評議員会の2種とする。

- 2 通常評議員会は、毎年1回以上開催する。
- 3 臨時評議員会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 会長が必要と認めたとき。
 - (2) 評議員現在数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
 - (3) 第14条第5項第4号の規定により、監事から招集の請求があったとき又は監事が招集したとき。

【招集】

第33条 評議員会は、第14条第5項第4号の規定により監事が招集する場合を除き、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第3項第2号又は第3号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時評議員会を招集しなければならない。
- 3 評議員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも開催日の7日前までに評議員に通知しなければならない。

【議長】

第 34 条 評議員会の議長は、出席評議員の中から選出する。

【定足数等】

第 35 条 評議員会については、第 25 条から第 28 条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」及び「正会員」とあるのは、それぞれ「評議員会」及び「評議員」と読み替えるものとする。

第 6 章 理 事 会

【構 成】

第 36 条 理事会は、理事をもって構成する。

【権 能】

第 37 条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 会務執行に関する事務規定
- (2) 評議員会に付議すべき事項
- (3) 総会又は評議員会が議決した事項の執行に関する事項
- (4) その他会務執行上必要な事項

【種類及び開催】

第 38 条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の 2 種とする。

- 2 通常理事会は、毎年 2 回開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 会長が必要と認めたとき。
 - (2) 理事現在数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
 - (3) 第 14 条第 5 項第 4 号の規定により、監事から招集の請求があったとき又は監事が招集したとき。

【招 集】

第 39 条 理事会は、第 14 条第 5 項第 4 号の規定により監事が招集する場合を除き、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第 3 項第 2 号又は第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 14 日以内に臨時理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも開催日の 7 日前までに理事に通知しなければならない。ただし、緊急の必要があるときは、あらかじめ理事会で定めた方法により通知することができる。

【議 長】

第 40 条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

【定足数等】

第 41 条 理事会については、第 25 条から第 28 条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」及び「正会員」とあるのは、それぞれ「理事会」及び「理事」、と読み替えるものとする。

第 7 章 専 門 委 員 会

【専門委員会】

第 42 条 会長は、本協会の事業の円滑な運営を図るため必要と認めるときは、評議員会の議決を経て専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会に関する必要な事項は、評議員会の議決を経て、会長が別に定める。

第 8 章 財 産 及 び 会 計

【財産の構成】

第 43 条 本協会の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 入会金及び会費
- (2) 寄附金品
- (3) 財産から生ずる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

【財産の種別】

第 44 条 本協会の財産を分けて、基本財産及び運用財産とする。

- 2 基本財産は、次の各号をもって構成する。
 - (1) 基本財産として指定して寄附された財産
 - (2) 総会で基本財産に繰り入れることを議決した財産
- 3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

【財産の管理】

第 45 条 本協会の財産は、会長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

- 2 基本財産のうち現金は、次のいずれかの方法により会長が管理する。
 - (1) 国債、公債その他確実な有価証券の保有
 - (2) 信託業務を行う銀行への金銭信託又は貸付信託若しくは銀行及び日本郵政公社への預貯金

【基本財産の処分の制限】

第 46 条 基本財産は、これを処分し又は担保に供することはできない。ただし、本協会の目的遂行上やむを得ない理由があるときは、総会において、出席正会員の 3 分の 2 以上の議決を経、かつ、国土交通大臣の承認を得て、その一部に限り処分し又は担保に供することができる。

【経費の支弁等】

第 47 条 本協会の経費は、運用財産をもって支弁する。

- 2 毎事業年度の決算において、余剰金を生じたときは、総会の議決を経て、その全部若しくは一部を基本財産に繰り入れるか又は翌年度に繰り越すものとする。

【事業計画及び予算】

第 48 条 本協会の事業計画及びこれに伴う予算に関する書類は、会長が作成し、毎事業年度開始前に、総会において出席正会員の 3 分の 2 以上の議決を経て、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとする場合も同様とする。

【暫定予算】

第 49 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、評議員会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出をすることができる。

- 2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

【事業報告及び決算】

第 50 条 本協会の事業報告及び決算は、毎事業年度終了後、会長が事業報告、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監事の監査を受け、総会において出席正会員の 3 分の 2 以上の議決を経て、その事業年度終了後 3 月以内に国土交通大臣に報告しなければならない。この場合において、資産の総額に変更があったときは、2 週間以内に登記し、登記事項証明書を添えるものとする。

【長期借入金】

第 51 条 本協会が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会において出席正会員の 3 分の 2 以上の議決を経、かつ、国土交通大臣に届け出なければならない。

【事業年度】

第 52 条 本協会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第 10 章 事 務 局

【設置等】

- 第 56 条 本協会の事務を処理するため、事務局を設置する。
- 2 事務局に関する事項は、評議員会の議決を経て、会長が別に定める。

【備付け帳簿及び書類】

- 第 57 条 事務局には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかななければならない。
- (1) 定款
 - (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
 - (3) 理事及び監事の名簿
 - (4) 事業計画及び予算に関する書類
 - (5) 事業報告及び決算に関する書類
 - (6) 財産目録、正味財産増減計算書及び貸借対照表
 - (7) 許可、認可等及び登記に関する書類
 - (8) 定款に定める機関の議事に関する書類
 - (9) 理事及び監事の履歴書
 - (10) 職員の名簿及び履歴書
 - (11) その他必要な帳簿及び書類
- 2 前項第 1 号から第 6 号までに掲げる書類については、これを一般の閲覧に供しななければならない。

第 11 章 補 則

【細 則】

- 第 58 条 この定款に定めるもののほか、本協会の運営に関する必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

附 則

- 1 本協会設立当初の総会は、設立総会をもってこれに代えるものとする。
- 2 本協会設立当初の会計年度は、第 35 条の規定にかかわらず、設立の目から始まり、昭和 28 年 3 月 31 日に終わるものとする。
- 3 本協会設立当初の役員は、第 13 条の規定にかかわらず設立総会において選任されたものとする。
- 4 本協会設立当初の役員の任期は、第 15 条の規定にかかわらず、設立後最初の総会までとする。
- 5 昭和 59 年度第 33 回通常総会において定められた基金管理規定第 2 条の規定

による基本金は、定款変更後の第 36 条の 2 第 2 項の規定にかかわらず、基本財産とするものとする。

附 則

この定款は、国土交通大臣の認可のあった目(平成 19 年 6 月 27 日)から施行する。

昭和 27 年 5 月 26 日制定
昭和 30 年 2 月 3 日改正
昭和 30 年 7 月 30 日改正
昭和 31 年 7 月 9 日改正
昭和 35 年 7 月 18 日改正
昭和 39 年 5 月 18 日改正
昭和 40 年 12 月 10 日改正
昭和 41 年 8 月 6 日改正
昭和 42 年 8 月 10 日改正
昭和 46 年 8 月 17 日改正
昭和 50 年 8 月 29 日改正
昭和 51 年 11 月 20 日改正
昭和 54 年 2 月 26 日改正
昭和 60 年 7 月 23 日改正
平成 10 年 10 月 20 日改正
平成 12 年 7 月 3 日改正
平成 13 年 1 月 6 日改正
平成 19 年 6 月 27 日改正